

Ⅲ 外部監視
機能等の強化

〈 1. 組合員以外の関与 〉

Ⅲ－1－(1) 員外理事枠の拡大

制度の概要

組合員又は会員たる法人の役員以外の理事(学識経験者等)を活用するための規定

生協の現状

・法令上、理事定数の1/5以内で員外理事(組合員又は会員たる法人の役員以外の理事)を選出することが認められている。(理事の定数:5人以上)

他制度の状況

農協法

・理事の2/3以上は組合員又は組合員たる法人の役員から選出することが義務付けられている。
(1/3以内であれば員外理事も認められている) (理事の定数:5人以上)

中協法

・同上(ただし、理事の定数は3人以上)

会社法

・法律において、株式会社は、非公開株式会社である場合を除き、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。

改正の方向性

・員外からも広く人材を登用することが望ましいことから、他法にならい、員外理事枠を現行の理事定数の1/5以内から1/3以内に拡大してはどうか。

Ⅲ-1-(2) 員外監事設置の義務付け等

制度の概要

組合員又は会員たる法人の役員以外の監事(学識経験者等)を活用するための規定

生協の現状

- ・法令上、員外監事の設置を可能とする規定及び員外監事の設置を義務付ける規定はない。
(監事は、組合員又は会員たる法人の役員のうちから選出することとされており、定数は2人以上とされている。)

他制度の状況

農協法

- ・監事について特段、組合員に限定する等の資格制限を設けていない。
- ・また、共済事業を行う農協のうち、事業年度開始時における責任準備金額が50億円以上のものについては、監事のうち1名以上は、当該組合の組合員、組合員たる法人の役員、使用人以外の者であって、その就任前5年間、当該組合の役員や使用人等でなかった者でなければならないことを義務付けている。
(監事の定数:2人以上)

中協法

- ・法律において、監事について特段の組合員に限定する等の資格制限を設けていない。
- ・また、組合員(連合会の場合は、会員たる組合の組合員)が1,000人以上の組合(予定)については、監事のうち1名以上は、当該組合の組合員、組合員たる法人の役員、使用人以外の者であって、その就任前5年間、当該組合の役員や使用人等でなかった者でなければならないことを義務付けている。

会社法

- ・監査役会設置会社においては、監査役の半数以上は社外監査役でなければならない旨の規定がある。

改正の方向性

- ・他法にならい、組合の果たす機能の複雑化・高度化等に伴い、客観的・第三者的な立場から業務執行の是非について意見を述べる事が重要となってくることから、員外監事の選出を可能としてはどうか。また、組合員数が多数の場合、組合員の自治意識が希薄化している場合があり、こうした組合員が監事を務めた場合、監事による監査が適切に機能しないことも考えられ、また、その必要性は事業の種類によっても異なると考えられるため、組合員数が一定規模以上の組合で、購買事業や共済事業等の実質的な事業を行う組合など一定の組合について、員外監事の設置を義務付けることとしてはどうか。

〈 2. 組合外部の者等に対する透明性 〉

Ⅲ-2-(1) 総会議事録の作成、備付け・閲覧

制度の概要

組織の最高意思決定機関である総会における議事内容につき、議事録の作成方法や関係者への閲覧方法を定める規定

生協の現状

・法令上、総会議事録の作成義務や作成方法に関する規定はないものの、総会議事録の各事務所への備付け、組合員及び組合の債権者の閲覧請求に関する規定は存在している。

他制度の状況

農協法

・総会議事録の作成方法(電磁的記録を含む)、記載事項についての規定が存在する。
・また、総会議事録の備付け(主たる事務所は10年間、従たる事務所へは写しを5年間、電磁的記録を含む)、組合員及び組合の債権者の閲覧請求に関する法令上の規定が存在している。また、閲覧請求に対しては、「正当な理由がない場合は請求を拒むことができない」旨の規定が置かれている。

中協法

・同上

会社法

・株主総会の議事録について同上

※ 他法における総会議事録記載事項

・総会が開催された日時及び場所、総会の議事の経過の要領及びその結果、総会に出席した役員の氏名、など

改正の方向性

・他法にならい、法令上、総会議事録の作成義務や作成方法について明確に定めるなど、総会議事録の作成、備付け・閲覧について、必要な整備を行うこととしてはどうか。

Ⅲ-2-(2) 理事会議事録の作成、備付け・閲覧

制度の概要

理事会における議事内容につき、議事録の作成方法や関係者への閲覧方法を定める規定

生協の現状

法令上、理事会議事録の作成、備付け・閲覧に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

- ・理事会の議事については、議事録(電磁的記録を含む)を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印(電磁的記録の場合は、それに代わる措置)しなければならないとされている。
- ・主たる事務所には理事会の日から10年間(従たる事務所の場合は5年間)、議事録を備え置かなければならず、組合員は、業務時間内はいつでも議事録の閲覧等の請求が可能とされている。一方、組合の債権者については、裁判所の許可が必要とされている。

中協法

- ・議事録の作成、備付けについては、同上
- ・議事録の閲覧等の請求については、組合の債権者も組合員と同様に、業務時間内はいつでも請求可能となっている。

会社法

- ・取締役会設置会社について、農協法と同様の規定が設けられている。

※ 他法における理事会議事録記載事項

- ・理事会が開催された日時及び場所、総会の議事の経過の要領及びその結果、理事会に出席した役員の氏名 など

改正の方向性

他法にならい、理事会議事録の作成、備付け・閲覧に関する規定を整備することとしてはどうか。その際、組合の債権者についても制限なく議事録の閲覧請求を認めることとしてはどうか。

Ⅲ-2-(3) 会計帳簿の作成・保存、閲覧

制度の概要

組織の会計状況を適切に把握するための会計帳簿の作成保存義務、閲覧方法や記載内容を定める規定

生協の現状

- ・省令において、会計帳簿の作成が義務づけられているものの、その保存や閲覧に関する規定は、法令上、設けられていない。

他制度の状況

農協法

- ・適時に、正確な会計帳簿を作成する義務及び、会計帳簿閉鎖の時から10年間の保存義務に関する規定がある。
- ・また、訴訟時における訴訟当事者に対する、裁判所による会計帳簿の提出命令に関する規定あり。

中協法

上記の作成・保存義務のほか

- ・総組合員の3/100(共済事業実施組合は1/10)以上の同意を得た場合の組合員の閲覧請求権に関する規定がある。その際、閲覧請求に対しては、「正当な理由がない場合は請求を拒むことができない」旨の規定が置かれている。
- ・訴訟時における訴訟当事者に対する、裁判所による会計帳簿の提出命令に関する規定なし。

会社法

- ・会計帳簿の作成・保存義務及び少数株主による閲覧請求につき同上。(ただし、閲覧請求を拒否できる理由は法律上、限定列挙されている。)
- ・訴訟時における訴訟当事者に対する、裁判所による会計帳簿の提出命令に関する規定あり。

改正の方向性

- ・他法にならい、会計帳簿の作成義務・保存義務(10年間)(電磁的記録を含む)に関する規定を設けてはどうか。また、中協法等にならい、少数組合員による閲覧請求を可能としてはどうか。

Ⅲ-2-(4) 決算関係書類と作成手続

制度の概要

決算関係書類の関係者への閲覧方法や備えるべき書類の種類を定める規定

生協の現状

- ・理事は、通常総会の会日から1週間前間までに、決算関係書類(財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案)、事業報告書を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えておかなければならないとされている。
- ・組合員及び組合の債権者は当該書類の閲覧請求をすることができるかとされている。
- ・法令上、決算関係書類等の保存期間及び備置期間についての規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

- ・理事は、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、事業報告書及び付属明細書の作成義務を負う。
- ・本書類については、監事の監査や理事会の承認を受けなければならず、総会に当該書類を提出する必要がある。
- ・通常総会の日の2週間前から、主たる事務所においては5年間(従たる事務所においては3年間)の備付け義務及び作成日から10年間保存義務を負う。
- ・組合員及び組合の債権者は決算関係書類等の閲覧請求が可能であり、組合は「正当な理由がないのにこれを拒んではならない」とされている。

中協法

- ・組合は、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び事業報告書の作成義務を負う。
- ・その他については、ほぼ同上

会社法

- ・株式会社は、計算書類(貸借対照表、損益計算書)、事業報告書及び付属明細書の作成義務を負う。
- ・その他については、ほぼ同上

改正の方向性

- ・他法にならい、理事が各事業年度ごとに作成しなければならない決算書類として、損益計算書や付属明細書を加えるなど、所要の整備を行うこととしてはどうか。
- ・また、他法にならい、決算関係書類等に関する備付け期間や保存期間について、規定を設けるなど、必要な整備を行うこととしてはどうか。

Ⅲ-2-(5) 組合員名簿の作成、備付け・閲覧

制度の概要

構成員である組合員の名簿の関係者への閲覧方法や記載内容を定める規定

生協の現状

・法令上、組合員名簿の主たる事務所への備付けが義務付けられており、組合員及び組合の債権者は閲覧を求めることができる。とされている。

他制度の状況

農協法

- ・組合員名簿の作成義務及び記載事項について定められている。
- ・組合員名簿の主たる事務所への備付け(電磁的記録を含む)が義務づけられており、組合員及び組合の債権者は閲覧又は謄写を求めることができる。また、「正当な理由がない場合は請求を拒むことはできない」とされている。

中協法

- ・同上

会社法

- ・株主名簿の作成義務、記載事項及び備付けについて同上。
- ・なお、閲覧請求については、株主及び債権者は請求の理由を明らかにした上で閲覧又は謄写を求めることができる。とされており、法律上明記された理由に該当する場合を除き請求を拒むことはできないとされている。

改正の方向性

・組合員がその権利の行使(例:議決の取消し又は無効、理事の責任追及等の訴えの提起、不服の申出、検査の請求等)を行う前提として必要であること等から、他法にならい、組合員名簿の作成義務及び記載事項について定めるなど、組合員名簿の作成、備付け・閲覧について、必要な整備を行うこととしてはどうか。

IV 行政庁の関与

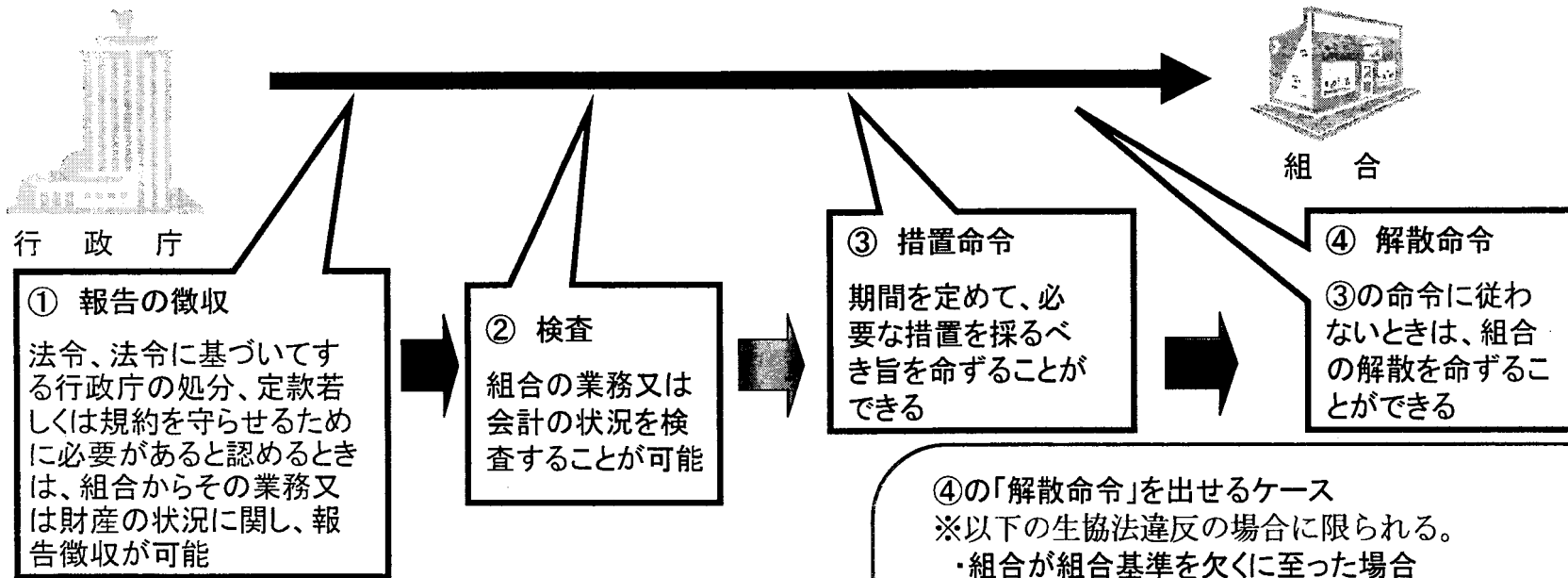
IV-(1) 行政庁による解散命令

制度の概要

行政庁による解散命令を規定する制度

生協の現状

- ①組合基準を欠くに至った場合、②名義貸しを行った場合、③法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行った場合、④員外利用の規定に違反した場合、⑤正当な理由がなく1年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなく組合成立後1年以内に事業を開始しない場合であって、行政庁による検査を行った場合において、措置命令を出したにもかかわらず、これに従わないときに限り、行政庁はその組合の解散を命ずることができるとされている。



- #### ③の「措置命令」を出せるケース
- ・その業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反している場合。
 - ・正当な理由がなくて1年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後1年以内にその事業を開始しない場合。
 - ・会計経理が著しく適正でない場合。

- #### ④の「解散命令」を出せるケース
- ※以下の生協法違反の場合に限られる。
- ・組合が組合基準を欠くに至った場合 (法第2条第1項各号)
 - ・名義貸しを行った場合 (法第3条第3項)
 - ・組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行った場合 (法第10条)
 - ・員外利用の規定に違反した場合 (法第12条第3項)
 - ・正当な理由がなく1年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなく組合成立後1年以内にその事業を開始しない場合 (法第95条第1項第2号)

他制度の状況

農協法

- ・ ①行政庁が報告徴収又は検査を行った場合において、組合が法令に違反したと認められ、措置命令をしたにもかかわらず、組合が当該命令に従わないとき、②組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき、③正当な理由がないのに、組合成立の日から1年以内に事業を開始せず、又は1年以上事業を停止したときは、行政庁はその組合の解散を命ずることができることとされている。

中協法

- ・ ①行政庁が組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約等に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認め、報告徴収又は検査を行った場合において、措置命令をしたにもかかわらず、組合が当該命令に違反したとき、②正当な理由がないのに、組合成立の日から1年以内に事業を開始せず、又は引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、行政庁はその組合に対し解散を命ずることができることとされている。

改正の方向性

協同組合は、自発的な発生、運営を尊重するべきであり、行政庁による解散の命令は、慎重に行わなければならないが、法令に違反した場合において、行政庁が措置命令を出したにもかかわらず、これに従わないときは、違反の事由にかかわらず、行政庁が解散命令を出せることとしてはどうか。

V その他

V-(1) 連合会会員の出資一口の金額及び1会員の出資口数の限度

制度の概要

連合会会員の出資一口の金額及び1会員の出資口数を定めるもの

生協の現状

- ・ 連合会会員の出資一口金額は、通常負担できる程度とし、且つ、均一でなければならないとされている。
- ・ 出資一口の金額は、定款の記載事項とされている。
- ・ また、1会員の有することのできる出資口数の限度は、会員の総出資口数の4分の1(購買事業、利用事業、生活文化事業及び共済事業のうちいずれかの事業(以下「経済事業」とする)を行う連合会は2分の1)を超えない範囲とされている。

他制度の状況

農協法

- ・ 出資一口の金額は、均一でなければならないとされており、定款の記載事項とされている。
- ・ 出資口数の限度はない。

中協法

- ・ 出資一口の金額は、均一でなければならないとされており、定款の記載事項とされている。
- ・ 1会員の出資口数は、出資総口数の100分の35を超えてはならないとされている。(ただし、持分の全部を譲り渡す他の会員から譲り受ける場合などは100分の50まで保有できる特例がある。)なお、会員数が3以下の場合には、この規定は適用しないこととされている。

改正の方向性

会員には原則として出資口数に関わらず議決権が付与されることから民主的な運営が可能である中で、経済事業を行う連合会の経営基盤をさらに安定的なものにするため、経済事業を行う連合会については、会員の総出資口数の制限を撤廃することとしてはどうか。